

入会金及び会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会員の入会金及び会費等に関し、必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 入会金は、徴収しないものとする。

(会費)

第3条 会員の1事業年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の会費は、次の各号に掲げる会員の種別に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一般会員 20万円
- (2) 賛助会員 3万円

2 各事業年度の4月1日現在の会員は、当該各事業年度の5月末日(休業日の場合は前営業日)までに、前項の会費を本協会が指定する方法で納入するものとする。

(新規入会会員の入会初年度の会費の取扱い)

第4条 本協会に入会する会員の入会初年度の会費は、入会の日属する月から月割で計算した額(千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。)とする。

2 納入時期及び方法は、本協会が指定する時期及び方法によるものとする。

(賛助会員が一般会員へ会員種別を変更する場合の会費の取扱い)

第5条 賛助会員が一般会員へ会員種別を変更する場合の当該事業年度の会費の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該賛助会員は、定款第9条に規定する理事会の承認を受けた日が属する月(第3号において「理事会承認月」という。)から、第3条第1項第1号の正会員の会費を納入しなければならない。
- (2) 前号の会費は、月割で計算した額(千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。)とする。
- (3) 当該賛助会員の既納の会費については、理事会承認月以後の会費を返還するものとする。
- (4) 前号の返還する会費は、月割で計算した額(千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。)とする。
- (5) 納入及び返還の時期並びに方法は、本協会が指定する時期及び方法によるものとする。

(退会会員の会費の取扱い)

第6条 定款第13条の規定により会員資格が消滅し退会した正会員は、退会日の属する月の前月分まで会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。）とする。

3 会費既納後に退会した会員については、既納の会費の額から前2項の規定により算出した額を控除した額を返還するものとする。

4 納入及び返還の時期並びに方法は、本連盟が指定する時期及び方法によるものとする。

附 則

(主管部署)

第1条 本規程の主管は、管理部とする

(規程の改廃)

第2条 本規程の改廃は管理部長が立案し、理事会にて決定する。

(施行)

第3条 この規則は、2022年6月16日から施行する。

(施行日前に入会した会員の会費)

第4条 この規則の施行日前に入会した会員の令和4年度(令和4年4月1日から同5年3月31日まで)の会費は、次の各号に掲げる会員の種別に応じ、当該各号に定める額とし、入会の日属する月から月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 一般会員 20万円

(2) 賛助会員 3万円